

乗鞍自動車利用適正化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「乗鞍自動車利用適正化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自然環境の保全、交流産業の振興及び適切な道路管理の観点から、主要地方道乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）の自動車利用の適正化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) マイカー規制の実施に伴う交通整理に関すること
- (2) 自然融雪以前の開放のための除雪に関すること
- (3) 自然環境保全及び地域振興に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は別表1に掲げるものにより構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、高山市長をもって充てる。
3 副会長は、岐阜県飛騨県事務所長をもって充てる。
4 監事は、会長が任命する。
5 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会をおき、別表2に掲げる者をもって充てる。

- 2 幹事会は、マイカー規制の具体的運営方法及び実施方法の見直し等、会長が必要と認める事項について検討するほか、必要に応じ意見を協議会に具申することができる。
- 3 幹事長は高山市副市長をもって充てる。
- 4 幹事長は必要に応じ専門部会を設置することができる。

(顧問)

第9条 幅広い視野からの指導・助言を得るため、岐阜県議会地元選出議員（高山市、飛騨市、大野郡）を顧問として置く。

(関係者の出席)

第10条 会長及び幹事長は、協議会、幹事会及び専門部会において、必要に応じ学識経験者等関係する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を高山市丹生川支所及び岐阜県飛騨県事務所環境課に置く。

2 高山市丹生川支所の事務局においては、協議会の運営及び収入支出等にかかる事務を行う。なお、会計事務等の取扱いに関し必要な事項は、高山市の条例・規則等の例による。

3 岐阜県飛騨県事務所環境課の事務局においては、乗鞍自動車利用適正化方針の策定にかかる事務及び関係機関との連絡調整を行う。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、構成員の分担金等をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、初年度は設立時から翌年3月31日までとする。

(基金)

第14条 協議会は、早期除雪を確実に実施するための資金に充当することを目的として除雪基金を設置する。

2 基金には、毎年度予算の定めるところにより積立金及びその他の収入を積み立てる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、基金に編入することができる。

5 基金は、早期除雪の経費に要する財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(規約の改正)

第15条 規約の改正は、協議会の会議において決定する。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成14年7月19日から施行する。

改正 平成17年2月1日

改正 平成18年4月7日

改正 平成19年4月6日

改正 平成20年4月7日

改正 平成22年4月5日
改正 平成23年4月5日
改正 平成24年4月5日
改正 平成25年4月5日
改正 平成26年4月8日
改正 平成27年4月9日
改正 平成28年4月8日
改正 平成29年4月7日
改正 平成30年4月5日
改正 平成31年1月10日
改正 令和3年4月21日
改正 令和5年4月24日

別表1 会員

高山市	市長
丹生川まちづくり協議会	会長
たからまちづくり協議会	会長
高山商工会議所	会頭
一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会	会長
飛騨高山旅館ホテル協同組合	理事長
高山北商工会	会長
飛騨乗鞍観光協会	会長
乗鞍観光協議会	会長
一般社団法人 奥飛騨温泉郷観光協会	理事長
奥飛騨温泉郷旅館組合	組合長
濃飛乗合自動車株式会社	代表取締役社長
アルピコ交通株式会社	代表取締役社長
岐阜県タクシー協会飛騨支部	支部長
上高地タクシー運営協議会	会長
環境省中部山岳国立公園管理事務所	所長
林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長
国交省中部運輸局岐阜運輸支局	支局長
乗鞍美化の会	会長
岐阜県飛騨県事務所	所長
岐阜県高山土木事務所	所長
岐阜県古川土木事務所	所長
岐阜県高山警察署	署長

別表2 幹事

高山市	副市長
高山市環境政策部	部長
高山市飛騨高山プロモーション戦略部	部長
高山市丹生川支所	支所長
高山市上宝支所	支所長
高山商工会議所	事務局長
一般社団法人 飛騨・高山観光コンベンション協会	事務局長
飛騨高山旅館ホテル協同組合	常務理事
高山北商工会	事務局長
飛騨乗鞍観光協会	副会長
乗鞍観光協議会	理事
飛騨乗鞍観光協会旅館部	部長
一般社団法人 奥飛騨温泉郷観光協会	常務理事
奥飛騨温泉郷旅館組合	副組合長
濃飛乗合自動車株式会社	企画販売部長
アルピコ交通株式会社	中南信支社長
岐阜県タクシー協会飛騨支部	支部長
上高地タクシー運営協議会	会長
環境省中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所	国立公園管理官
林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	森林技術指導官
国交省中部運輸局岐阜運輸支局	企画調整官
乗鞍美化の会	副会長
岐阜県飛騨県事務所	振興防災課長
岐阜県飛騨県事務所	環境課長
岐阜県高山土木事務所	施設管理課長
岐阜県高山土木事務所	道路課道路調整監
岐阜県古川土木事務所	施設管理課長
岐阜県古川土木事務所	道路課道路調整監
岐阜県高山警察署	交通課長
高山市森林・環境政策部	環境政策課長
高山市飛騨高山プロモーション戦略部	観光課長

オブザーバー

岐阜県 総務部 税務課	課長
岐阜県 観光国際部 観光国際政策課	課長
岐阜県 環境生活部 環境生活政策課	課長
岐阜県 県土整備部 道路維持課	課長
岐阜県 警察本部 交通部 交通企画課	課長
岐阜県 警察本部 交通部 交通規制課	課長
飛騨県税事務所 総務課税課	課長
中日本高速道路株式会社 安房峠道路営業所	所長